

一般財団法人日田市公民館運営事業団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人日田市公民館運営事業団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、事務所を日田市上城内町2番6号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日田市公民館の設置及び管理に関する条例に掲げる公民館（中央公民館を除く。）、日田市中津江ホール及び日田市大山文化センター（以下「公民館等」という。）の管理運営及び公民館等において各種の事業を行うことにより、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、もって市民の生涯学習活動の振興、市民参加のまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

(設立者の氏名及び住所)

第4条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 日田市田島2丁目6番1号

設立者 日田市 市長 佐藤陽一

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日田市から指定を受けた公民館等の管理運営
- (2) 市民に対する多様な学習機会の提供
- (3) 市民の学習成果の評価・発表・活用に関する事業
- (4) 市民参加のまちづくりの促進に関する事業
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産は、次のとおりであり基本財産とする。

拠出財産 現金 3,000,000円

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会

の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 財産目録
- (5) キャッシュフロー計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するものとするとともに、この定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

(特別会計の措置)

第11条 当法人は、事業遂行上必要があるときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第12条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 当法人に8名以上10名以内の評議員を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイ及びロに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員の使用人及びその配偶者又は3親等内の親族であつて、生計を一にする者

(2)他の同一の団体の次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 職員

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者の定めのあるものにあつては、その代表者）

3 評議員候補者は、理事会が推薦する。

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第16条 評議員に対して、その職務執行の対価として評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第2節 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬の額

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の帰属先の決定

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

（開催）

第19条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

（招集）

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうち評議員会において指名された評議員2名は、前項の議事録に署名、押印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員の種類、選任等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内。

(2) 監事 2名以内。

2 理事のうち、1名を代表理事とし、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長とする。

4 理事会は、理事の中から副理事長を選任することができる。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

6 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあ

る者として法令で定める理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第26条 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務を決議し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査し、会計監査報告を作成すること。

(2) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第29条 役員に対して、その職務執行の対価として評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(損害賠償責任)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、財団に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の賠償責任については、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 議決に加わることのできる理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的等を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(議事録)

第37条 理事会の決議については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事会に出席した理事数及びその氏名
- (3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、基本財産の滅失その他当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第40条 当法人の解散のときに有する残余財産は、評議員会の決議により、日田市又はこの法人と類似の目的を持つ公益法人等に寄附するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(設立時評議員)

第42条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 穴井博文 松尾俊明 上野景三

(設立時役員等)

第43条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 合原多賀雄 佐藤功 岡幸江

井上正一郎 大島誠一

設立時代表理事 合原多賀雄

設立時監事 堤宣廣 小ヶ内聡行

(最初の評議員、役員等)

第44条 第13条及び第25条第1項第1号に規定する数については、平成23年5月31日までは3名以上10名以内とする。

- 2 第25条第8項に規定する数については、平成23年5月31日まではこの限りでない。

(最初の事業計画等)

第45条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第9条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第46条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人成立の日から平成23年3月31日までとする。